

第5回 神栖市水道事業料金等検討協議会 会議録（要旨）

期日 令和8年5月19日（火）

場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

時間 午後2時～午後3時

○協議事項

神栖市水道事業料金等の検討について

○出席委員 11名中9名

○説明のために出席したもの

生活環境部部长	梅原秀市
生活環境部次長	大竹栄治
水道課長	藤邨絢子（事務局）
水道課長補佐	染谷浩二（事務局）
水道課長補佐	宮内勝之（事務局）
水道課係長	岩山裕一（事務局）
水道課係長	栗原あゆち（事務局）
水道課主幹	大内純平（事務局）

○傍聴人 無し

○同席者 エスティコンサルティング株式会社 2名

1 開会

2 議事

案件1 経営戦略（案）について

案件2 健全な運営と整備の推進に関する意見書（案）について

説明

案件1

（事務局）

経営戦略（案）についてご説明させていただきます。

はじめに、水道事業の管路更新の方針について本協議会においてご審議いただき「神栖市水道施設適正化計画」を策定することができました。水道事業経営戦略の財政シミュレーションを作成するうえで投資額の根拠となるものでございます。この計画についてご報告させていただきます。

以前説明した内容の振り返りになりますが、「神栖市水道施設適正化計画」とは、昨今の物価高騰や水道施設の老朽化対策の必要性などを踏まえ、令和元年度に策定した管路更新計画を見直すものでございます。更新費用は水道料金と密接に関係するため、本協議会において第3回会議までにご審議をいただき、その結果を反映して、適正化計画を作成しているという状況でございます。

審議後に作成いたしました「神栖市水道施設適正化計画」の本編と、この計画書の要点をまとめた概要版となっております。1・適正化計画の趣旨、2・水道施設の現状、3・地震被害予想、と事務局で別途調査した内容を含めて掲載しております。また、4・水道施設の適正化の後半では、本協議会でもお話しいたしました管路の重要度などについても掲載しております。そして、5・管路更新計画が、本協議会でご審議いただいた内容が大きく反映されている箇所となっております。

端的に説明いたしますと、本計画では管路の重要度と管種に応じて更新基準年を設定し、特に重要度の高いランクA1に定義した「基幹管路」と「重要給水施設管路」を優先的に更新することといたしました。長期計画60年間における総更新費用は約805億円となっておりますが、計画的な更新投資を行うために設定する10年ごとの投資額につきましては、第1期の年間投資額を10億円とすることを、本協議会にて決定していただいたところでございます。

この決定を元に、適正化計画の草案を作成いたしまして、本年4月1日より約1か月間、市内公民館やコミュニティセンター、ホームページなどでパブリックコメントの募集を行いました。いくつか御意見を頂きましたが、草案の修正を求める内容ではなかったことから、草案を正式な計画書とする手続を行い、5月14日付けで策定となったところでございます。現在、適正化計画策定のお知らせを市のホームページへ掲載する手続を行っております。ホームページに掲載しているパブリックコメントのページから、寄せられた御意見や計画書本編についても閲覧可能となっておりますので、お時間があるときにご確認いただくと幸いです。

つづきまして、経営戦略案についてご説明させていただきます。本協議会におきまして、ご審議いただきました、投資額に対する資金調達について水道料金の値上げを行うという検討の結果を経営戦略としてまとめたものになります。

1の経営戦略の策定方針、(1)経営戦略策定の趣旨でございますが、水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、厳しさが増すことが予想されます。このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、経営戦略の策定に取り組むことが求められ

ております。

(2) 経営戦略のイメージでございますが、将来にわたって安定的かつ効率的に運営し続けるために、投資と財政の両面から、今後の経営の方向性を明らかにし、経営基盤の強化を図ることが、経営戦略の策定目的でございます。

(3) 計画の位置づけは本市の各計画との整合性を図っております

(4) 計画期間は今後50年を見据えたうえで、令和9年度から令和18年度の10年間でございます。

2の水道事業の現状と課題につきましては、本協議会の会議において都度説明させていただいておりますので省略いたします。

3の投資財政計画の(1)投資計画につきましては、水道管更新分は先ほどの説明のとおりでございます。更新と併せて新規布設と配水場の機械設備投資額の合計をグラフとしています。

(2)水道料金の適正化に向けたシミュレーションにつきましては、条件として①経常収支比率100%以上とする。これは損益を黒字に保つというところです。②補填財源残高を14億円程度とする。③企業債残高対給水収益比率を200%程度に保つ。の3点を条件としてシミュレーションを行います。また、令和9年度からの5年間の総括原価に資産維持費0.2%をプラスして費用としてとらえ、不足する分を料金改定するという説明になります。5年間の総費用は135億5,700万円で不足が見込まれる額は14億8,200万円となりました。

4の財政・収支計画と経営指標の見通しでございますが、(1)財政・収支計画では、今後10年間は収入が支出を上回るシミュレーションとなりました。収益的収入でございますが、令和14年度に金額が上昇しておりますが、これは、先ほどのシミュレーション条件を満たす場合は、値上げが必要となるものでございます。この令和14年度の値上げは本協議会で決定するものではございません。令和14年度の改定につきましては、再度今回のような協議会を設置し、検討するものでございます。次に一番下の補填財源、つまりは貯金額でございますが、目標としている14億円程度を確保できる見込みとなりました。(2)経常収支比率でございますが、これも黒字を維持しています。(3)企業債残高対給水収益比率でございますが、200%程度を維持しています。将来負担軽減のためにも今後投資に対する企業債借入をこの計画に基づいていってまいります。(4)料金回収率でございますが、かかる費用を水道料金で賄えるかという指標となりまして、100%に近い数値で推移いたします。現在は95%程度でございますので、かなり改善いたします。(5)経営指標の比較でございますが、現行の料金と改定した場合を比べますと、①と④は現行料金のままの場合はいずれも健全性を示す100%を下回り、事業の継続は困難となる予測となっております。

次に、5の経営の基本方針でございますが、水道ビジョンにも掲載させていただいている目標の「安全・強靱・持続」を軸に方針を記載させていただきますので、ご覧ください。最後に、6経営の事後検証、改定などに関する事項でございますが、計画を策定して終わり

ではなく、計画に沿った運営ができていないか検証していきます。また、目標を達成できていない場合は原因を解明し、改善策を検討してまいります。

このような構成で経営戦略を改定いたします。改定に当たって、令和8年6月15日から7月15日に計画をホームページに掲載し、公民館やコミュニティセンターなどにも設置し、市民の皆様から広くご意見を募集するパブリックコメントを行う予定でございます。

(委員)

令和14年から収益の収支、収入が変わる条件で積算し、見直しが必要であれば再度協議会を設置するとの説明だったと思います。

昨今の中東情勢等で、恐らくいろいろな面で費用が上昇すると思います。水道の配管も金属だけではなく、内面樹脂のものもあると思うのですが、費用増加を考えたときに、どの程度まで悪化したときに、令和14年待たずに料金検討協議会を行うのかなど、何か基準などがあれば教えていただきたいです。

(事務局)

中東情勢に関して、使用している水道管が石油由来のものもありますので、今のところは在庫があると聞いてはおりますが、今後どうなるのか不透明な状況です。また水道管は道路の下に埋まっており、道路を掘り返して水道管を敷設し、また道路を綺麗にして完成となるため、道路のアスファルトが石油がないとできないというところがありまして、現在非常にそこは不安に思っているところです。また、水道事業はポンプで水道水を送っておりますので多額の電気代がかかっております。今のところ年間4,000万円程度で推移しておりますが、そのあたりも今後に上がってくるかもしれないという不安があります。予定より早く協議会を開催するかどうかということにつきましては、やはり決算において耐え切れなくなるほどの赤字が出てしまった場合は、工事の方向性も含めて1度立ち止まって検討する必要があるのではないかと認識のため、5年後を待たずに開催する可能性はございます。

(委員)

令和14年の料金の見直しを踏まえた数字が3の(2)に出ていますが、今後ホームページなどに掲載してパブリックコメントを求めるとのことでしたが、このシミュレーションは令和14年の料金改定を前提としたものであることの説明は、どこかに記載されておりますでしょうか。

(事務局)

3の(2)に、「この料金改定を令和9年度に実施し、更に令和14年度から令和18年度の総括原価を元に同条件で令和14年度に料金改定を実施した場合の見通しを計画期間内の財政・収支計画として示し、指標等の分析により安定的な経営を維持できるか検証します」との記載があり、この記載で説明させていただいております。また、本編の方にも記載させていただく予定でございます。

(委員)

このシミュレーションは、前回の協議会で決定した追加案4を基にしているということ
でよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(会長)

他に特に意見がございませんようですので、案件1の経営戦略につきましては、提案さ
れた通り決定といたします。

案件2

(事務局)

これまでの4回の協議会において委員の皆様で協議していただきました意見を参考に、
市長へ提出する意見書(案)をまとめましたので読み上げます。

神栖市水道事業料金等検討協議会では、市長からの検討要請を受け、令和7年6月から計
5回にわたり、協議会を開催いたしました。その中で、水道事業の現状、施設整備計画、財
政状況と今後の見通し、料金の仕組み、改定率などについて慎重に協議を行いました。その
うえで、水道事業が市民生活はもちろん、経済活動に与える影響等を十分に考慮したうえで、
次のとおり意見が集約されましたので報告いたします。

施設整備計画について

本市の水道施設の現状としては、法定耐用年数を超えた水道管が全体の約30%となっ
ており、老朽化が進行している。水道管の更新については、多額の費用がかかることから、
更新の優先順位を定め、更新費用を平準化し計画的に進める必要がある。本協議会において
検討した結果、水道管の更新を年間10億円かけて進めること。基幹管路と避難所等へ接続
する重要給水施設管路を優先的に更新していくこと。また、耐震性の低い水道管についても
更新を進めていくことが提案され、これらのことを「神栖市水道施設適正化計画」へ反映す
ることを要請した。

水道料金について

今後の施設整備計画や人口減少を見据えた水需要を考慮し、水道事業の経営状況から判
断すると、水道事業の健全な運営と整備の推進を図るためには、水道料金の値上げをすべき
である。

(1) 料金改定の時期について

現在の経営状況から判断すると令和9年4月とすることが適切である。

(2) 料金改定率について

料金算定期間を令和9年度から令和13年度までの5年間とし、12.3%の引き上げとすることが妥当である。

(3) 料金体系について

メーター口径間の料金格差を縮めるとともに、基本料金を引き上げることが望ましい。なお、「水道料金表(案)」を添付する。

(4) 一般会計補助金について

料金改定率については、一般会計からの補助を前提として算出したものである。一般会計からの補助を見込めない場合は大幅な料金アップとなり、市民生活に与える影響が大きくなるため、今後も一般会計からの補助を継続されたい。

[報告に至った経緯]

1. 水道事業の現状

水道事業は、市民が生活をする上で、欠かすことのできないものであるとともに、都市活動、経済活動を支える最も重要なライフラインであり、常に安心でおいしい水を、安定的に供給する責務がある。

平成23年3月に発生した東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震などの大規模災害では、長期間にわたり断水となり、あらためて水道の重要性を認識することとなった。

本市では、耐震性の低い老朽化した水道管について計画的に更新しているが、まだ多くの老朽管が残存している。これらの事業は、直接的に収入増加に結びつかないものでありながら、多額の費用が必要となる。

水道料金については平成28年4月に平均9.9%の値上げを行い、運営してきたが、令和6年現在では、供給単価(1m³当たりの平均販売価格)が給水原価(1m³当たりの製造原価)を下回る「原価割れ」の状態となっており、水道料金による収入不足分を一般会計からの補助金で補っている状況である。

平成28年の料金改定以来、経営の効率化等を図るとともに、一般会計からの補助金を繰入れ、水道料金を据え置いて事業を行ってきたが、今後の施設整備に要する費用と現行料金体系での収入見込みを考慮すると、健全経営が困難な状況になることが見込まれる。持続可能な水道事業を実現するためには、経営基盤を強化し安定した収入による健全経営が必要となる。

2. 水道料金改定の妥当性について

水道事業の経費の不足分を「水道料金の値上げ」で確保しようとすることは、昨今の経済状況や、水道事業が独占事業であることを考えると、安易に認めることはできない。そこで、本協議会では本市水道事業の運営状況を慎重に協議し、次のことを確認した。

①水道事業の経費については、コストの削減に努めているが、経費の80%は受水費、減価償却費及び支払利息等の固定的経費であり、経営努力には限界がある。

②水道事業の経費の約5割を占める受水費については、茨城県企業局に料金値下げの要望を行っているが、当面は現行料金の見通しである。

③事業にかかる費用を確保するためには、水道料金を改定して値上げするか、企業債借入額を増やすことになるが、後年度の負担を考えると、企業債借入額を増やすことは適当ではない。

④水道事業は独立採算の原則で事業を運営することを基本とするが、本市では、その経費を水道利用者の水道料金で賄うことができず、一般会計からの補助金を繰入れて経営が成り立っている状況である。

以上のことより総合的に判断すると、料金改定をし、水道料金を値上げすることは、市民生活へ与える影響を考慮してもなお止むを得ないと判断する。

3. 改定率について

協議会では、協議の結果、財政収支について次の項目を、改定率の算定根拠とした。

①内部留保資金は、事業運営のために必要な金額と将来の施設更新財源を確保するため資産維持費を算入し、14億円程度を確保すること。

②企業債の借入を抑制すること。

③一般会計補助金を継続すること。

④水道料金改定の算定期間は、昨今の経済状況を鑑みると、将来の財政見通しには不透明感が大きいと、算定期間を5年間とする。

⑤改定時期は、供給単価が給水原価を下回る「原価割れ」の状態となっており、早急に改定を行うことが望ましい。

以上のことから、現在の経営状況や、将来の財政見通しを基に協議した結果、水道料金の改定は令和9年4月とし、算定期間は令和9年度から令和13年度までの5年間、改定率は12.3%の値上げが適当であるとの結論に至った。

4. 水道料金体系について

水道料金体系は、受益者負担の原則に則り、公平な負担を求めるものでなければならず、かつ健全な経営ができるように、経営基盤が安定する収入を確保できるものでなければならない。

原則として水道料金算定要領に基づく料金体系とすべきである。資産維持費の算入、基本料金と従量料金の割合、従量料金の単一化が検討の対象となった。現行の料金体系は、資産維持費の算入はしていない。基本料金と従量料金は算定要領では4対6が望ましいが2対8となっている。従量料金は逓増性を採用している。算定要領から乖離しているところを本協議会において検討したが、算定要領通りの改定を行うと、家庭用の料金が高額となり、企業用の水道料金は大幅な値下げとなることが判明した。現在の経済状況を見ると物価高が進行している中で急激な水道料金の値上げは市民生活に与える影響が大きいと、将来的

には算定要領に近づく体系にしていくことを視野に入れつつ、以下の3点を考慮した。

①資産維持費をわずかでも算入し、水道料金体系の理想像に近づける。

②基本料金と従量料金の割合は家庭用の料金を考慮し、基本料金23%、従量料金77%として、算定要領に基づく基本料金より低く設定する。

③従量料金は、工業地帯を有する当市の特性を考慮し、水道水を多く使うほど単価が高くなる逡増性を採用する。

5 一般会計補助金について

今回の料金改定を行った場合、ある程度の財政的な立て直しが期待できるとはいえ、水道管更新工事を進めるため、内部留保資金が減少していく。一般会計補助金等については、基本的には現行どおりの繰り入れが望ましいが、公営企業は独立採算制による経営が求められていることや、一般会計においても突発的な災害等が起こる可能性も高く財政状況は不透明である。独立採算制と市民の負担とのバランスを考慮し、一般会計部局と繰入金について調整すること。

6 付帯意見

料金改定は市民生活に直接影響を及ぼすものであり、改定の必要性、特に安全な水を安定供給するための投資（老朽管更新・耐震化）であることを理解してもらうため、広報紙やウェブサイト等を活用し、市民や事業者へ周知を行うこと。

また、料金値上げに安易に頼ることなく、引き続きICT活用による業務効率化や経費削減に取り組み、経営の健全化に努めること。

参考として、現在の水道料金表、新しい水道料金表（案）、委員名簿、協議会の経過を掲載してあります。

（委員）

この協議会は、現行料金では水道施設の適切な維持管理が難しくなっていくというお話から始まったと思います。ご説明いただいた料金改定をすることによって、リスクは減る、なくなるという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）

水道施設適正化計画をご覧いただきましても、今後50年間を見据えた計画となっております。料金を改定したら即座に水道事業・施設が健全になるというものではございません。今後20年程度をかけまして、基幹となる管路を耐震化していくとの計画でございます。それまでに壊れてしまったら修繕を行います。今回の施設適正化計画と料金改定につきましては、更新の速度をなるべく上げて、人口減少の予測となっているため、人口が多い今のうちにできるだけ早く更新を進めるところが目標となっております。料金改定をしたからといってすぐさま、水道施設が健全になるとは申し上げることができない状況でございます。

す。しかし、料金改定前よりはコントロールが可能になっていく、改定前より更新速度を上げて基幹管路を健全化できるというところでございます。

人間の体に例えると、血管が水道管だとしたら、心臓は配水場となります。配水場が血液を送っている最も重要な施設になります。心臓に近い血管が壊れた場合には、血が巡らなくなり全身が耐えられない状況になりますので、人間の体でいう動脈部分を直していくのが最優先で、毛細血管の方は修繕して直して寿命を長くして、なるべく先に基幹管路を早く耐震化したいという大きな目標のために料金改定をするというところでございます。恐らく20年くらいはかかってしまうと予測がされます。

(委員)

意見書案2の④の「水道料金で賄うことができず」というところが、どういった意味合いなのか説明をお願いします。

(事務局)

1の水道事業の現状で、「水道料金については平成28年4月に平均9.9%の値上げを行い、運営してきたが、令和6年現在では、供給単価（販売価格）が、給水原価（製造原価）を下回る原価割れの状態となっており」と記載しております。企業様の視点でいくと、作れば作るほど赤字が膨らむというところでして、一般会計から1億3,000万ほど営業に関する助成を補助金としていただいて、赤字の補填にあてております。これが2の④の水道料金で賄うことができず、に当たるというところでございます。

(委員)

水道料金だけではすべてを賄いきれないから、一般会計からの補助金ということですね。

(事務局)

その通りです。

(委員)

日々、水道の健全な運営と施設整備の推進に当たっているということで、すばらしいことだと感じています。毎朝神之池の周りや公園を散歩しますが、どこの公園に行ってもすぐ水が飲め、トイレの使用ができるということは、すばらしいことです。このすばらしい施設や状況を、我々の孫の時代まで残していくことに今の私たちが少しでも力を注ぐことが大事だと思います。

(事務局)

水道事業を担当している職員といたしましても、同様の認識でございます。このまま水道施設の更新ができない場合、蛇口をひねればいつでも飲める水が出るという当たり前の状況を、もしかしたら維持できなくなってしまうかもしれないという危機感を抱いております。ここで皆様からご了承いただいて更新を進め、当たり前を維持していきたいと考えております。

(会長)

ほかに意見がないようですので、神栖市水道事業の健全な運営と整備に関する意見書案

につきましては、事務局の説明の通り決定させていただきます。

この意見書は事務局で製本いたしますので、その過程で軽微な文言の修正が生じた場合には、会長及び副会長に一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの発言あり)

(会長)

それではで決定いたします。

3 その他

(事務局)

水道料金のご審議は本日で終了でございます。5回にわたりまして、慎重なご審議を頂きまして、本当にありがとうございました。

意見書は、会長副会長より市長へ、5月21日木曜日に提出していただく予定でございます。

また、第1～4回の会議の議事録をホームページ上に公表しておりますので、参考にご覧ください。本日の会議についても、会議録を掲載する予定でございます。

○閉会 午後3時

(会長)

閉会を告げる。

○説明に要した資料

- ・ 神栖市水道施設適正化計画（概要版）
- ・ 神栖市水道事業経営戦略【概要版】（案）
- ・ 神栖市水道事業の健全な運営と整備の推進に関する意見書（案）